

# 児童扶養手当などの手続きをお忘れなく

各種手続きは、期限までに必ず行ってください。手続きが遅れた場合、手当の支給や助成が受けられない場合があります。

☎こども福祉課 ☎443-2055、2249  
☎各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114



	制度の概要	手続きの方法	期限
児童扶養手当	令和4年度中に満18歳に達するまでのお子さんを監護・養育している母子家庭・父子家庭などへ支給される手当 ※お子さんの精神・身体に一定以上の障害がある場合は、20歳未満までの方も対象となります。	「現況届」を提出してください (6月末に書類を郵送しました) ※受給から5年経過した方などは、「一部支給停止適用除外事由届出書」も併せて提出してください。	8月31日(水)
ひとり親家庭等医療費助成	母子家庭、父子家庭の親や児童などが保険診療を受けたときの自己負担額を助成 ※児童とは、令和4年度中に満18歳に達するまでの方です。	「更新申請書」を提出してください (6月末に書類を郵送しました)	8月31日(水)
特別児童扶養手当	精神・身体に一定以上の障害がある20歳未満のお子さんを家庭で監護・養育している方へ支給される手当	「所得状況届」を提出してください (8月上旬に書類を郵送します)	9月12日(月)

※各制度には所得制限があります。

## 令和4年度 富山市ひとり親応援・子育て支援金

☎こども福祉課 ☎443-2055  
☎各行政サービスセンター地域福祉課  
大沢野☎467-5830 大山☎483-1214  
八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

子育てをしながら就労しているひとり親の方に、支援金を支給します。

**対象** 次の条件全てに該当する方

- ・市内在住の、中学3年生までの児童を監護しているひとり親(児童手当の受給者)
- ・申請時に、令和3年度までに富山市で賦課された住民税を完納している方で、令和3年度の住民税額が20,000円以上150,000円未満の方

**支給額** 令和3年度の住民税額に応じ、1万円、2万円、3万円

**申込方法** 8月1日(月)~令和5年3月31日(金)に、必要書類を、直接、こども福祉課(市役所3階)、とやま市民交流館(CiC3階)、各行政サービスセンター地域福祉課へ。

### 必要なもの

- ①申請書(受付窓口にあるほか、育さぽとやま(「子育て支援金」で検索)からダウンロードできます。)
- ②納税証明書(令和3年度市・県民税の記載があるもの)  
※夜間および(日)祝は、納税の確認ができないため証明書を発行できない場合があります。
- ③通帳(振込口座)
- ④印鑑(ゴム製の簡易印不可)  
※公務員の方は、児童手当を受給していることを確認できるもの(児童手当支給月の給与明細など)が必要です。  
※ひとり親家庭等医療費助成の受給資格者(所得制限による非該当者含む)以外の方は、戸籍謄本(令和4年8月1日以降発行のもの)が必要です。

## ひとり親家庭の お母さん・お父さんの就労相談会

☎母子家庭等就業・自立支援センター ☎432-4210  
☎こども福祉課 ☎443-2055

無料で就労相談、職業紹介、各種講習会案内などを行います。

**日時** 8月6日(土)10:00~15:00

**場所** 市役所8階801会議室

**申込方法** 事前に、電話で、母子家庭等就業・自立支援センターへ。  
※当日の相談も受け付けます(予約優先)。